

# がじまる

2019

夏号

令和元年 8月

No.394

発行/沖縄県消費生活センター  
電話(098)863-9212(事務室)  
那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁1階

「くらしの情報誌がじまる」は、沖縄県消費・くらし安全課のホームページでもご覧いただけます。

## ◆消費者契約法が改正されました(2019年6月15日施行)◆

消費者と事業者では、持っている情報の質・量や交渉力に格差があります。

「消費者契約法」では、事業者側に不当な勧誘行為があった場合、契約を取り消しうる等、消費者の利益を守るルールを定めています。

改正消費者契約法が2019年6月15日に施行され、**取り消しうる不当な勧誘行為等**が追加されました。

### 主な改正のポイント

取り消しうる不当な勧誘行為に次の項目が追加されました。

- 不安をあおる告知
- 恋愛感情等に乘じた人間関係の濫用
- 加齢等による判断力の低下の不当な利用
- 不利益事実の不告知の要件緩和(対象範囲が拡大されました。)
- 靈感等による知見を用いた告知
- 契約締結前に債務の内容を実施等

#### 例) 不安をあおる告知

物忘れが激しくなるなど、加齢により判断力が著しく低下した消費者の不安を知りつつ、「投資用マンションを持っていないければ、定期収入がないため今のような生活を送ることが困難」と告げて勧誘。



消費者契約法の詳しい情報は、消費者庁のホームページでご確認下さい。

消費者庁 消費者契約法

検索

この契約、何かおかしい・・・と思ったら、こちら

### 消費者ホットライン

い や や  
☎ 188

「嫌や!!」  
泣き寝入り

スマホ・携帯  
からもOK!!

消費者ホットラインは、身近な消費生活センター等の相談窓口へ転送されます。 ※一部のIP電話からは利用できません。



## ◆消費生活相談事例◆

### 心当たりのないSMS (ショートメッセージサービス) に注意!

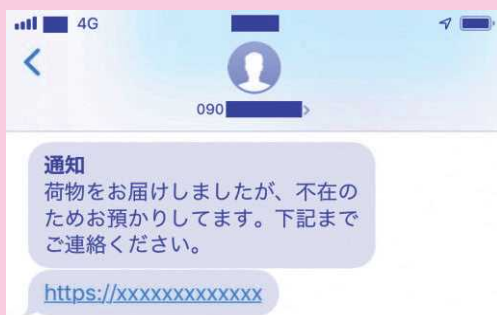
スマホのSMSに偽のメッセージを送り、フィッシングサイトに誘導する悪質な事例  
スミッシング (SMSによるフィッシング 詐欺) の相談が増えています。

### IDの不正利用の通知を装ったケース

携帯電話会社を装い「IDが不正利用された可能性があるので認証してください」等と偽のサイトに誘導し、ID・パスワードを入力させる手口。なりすまして購入された商品の請求がキャリア決済されますが、被害回復は困難です。SMSの送信元は「010」で始まる番号(海外)であることが多いようです。



### 宅配業者を装ったケース



荷物の不在通知を装い偽のホームページに誘導し、不正アプリをインストールさせます。これによりスマホが乗っ取られた上、金銭的な被害も受けます。

更に、自分のスマホが発信源となり同じSMSを不特定多数に自動送信して被害を拡大させ、それを受け取った人から「宅配業者ですか?」との電話が多数かかってくることもあります。

## アドバイス

- ✓ 実在する事業者名が記載されているSMSが届いても、心当たりがなければ記載されているURLをクリックしないようにしましょう。
- ✓ 万一、不正なアプリをインストールしてしまった場合は、直ちに通信できないよう電源を切るか機内モードにした上で、専門機関に相談してください。
- ✓ 日本語の文面が、自動翻訳を用いたような不自然な文面でないか注意してください。
- ✓ 身に覚えの無い請求や、宅配業者と勘違いした電話が多数かかってくる場合は、既に被害に遭っている可能性があります。
- ✓ 不審な点があれば、携帯電話会社や消費生活センターにご相談ください。スマホの技術的な相談はIPA(情報処理推進機構)へ。

## ◆「生活協同組合コープおきなわ」が「ベスト消費者サポーター章」を受章!◆

消費者支援活動に顕著な功績のあった個人や団体を称える消費者庁の「ベスト消費者サポーター章」を「生活協同組合コープおきなわ」が受章しました。

これまで取り組んできた、親子で食の大切さを体験できる参加型企画や様々な団体と連携した教育活動が評価されました。令和元年5月30日、県庁で授与式が行われ、子ども生活福祉部長から書状と記念品(メダル)が手渡されました。



## ◆沖縄県金融広報委員会からのお知らせ◆

### 「令和元年度 金融・経済講演会」in 宮古島市 これから社会へ出る君たちへ

～成年年齢引き下げを控えて若者が知っておきたいこと～

講師:村 千鶴子 氏(弁護士、東京経済大学教授)/専門分野:消費者法、消費者問題

日時	令和元年9月5日(木)14:00~15:30 (開場13:30)
場所	宮古島市文化ホール(マティダ市民劇場)
定員	先着143名(一般) ※宮古島市内の高校生は授業の一環で参加
お問合せ先	沖縄県金融広報委員会 TEL:098-863-9212

3年後から18歳で  
成人になるんだよ!



参加  
無料

事前申込  
不要

2022年から成年年齢が引き下げられ、18歳から父母の同意がなくても様々な契約ができるようになります。消費者トラブルに巻き込まれないよう、契約に関する知識を学びましょう!

# 消費者教育出前講座 のご案内



沖縄県では、消費者被害の未然防止を図り、県民一人ひとりが自立した賢い消費者になることを目指して消費者教育出前講座を実施しています。ご希望の場所へ講師が出向き消費生活に関する様々なテーマの講座を開催します。

依頼書に必要な事項を記入の上お申し込みください。

※依頼書は県消費・くらし安全課、消費生活センターHPへ掲載しています。

例えば!  
このようなテーマがあります

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| 1. 成年年齢引き下げに対応する消費者教育 | 令和4年(2022年)実施の成年年齢引き下げ、18歳までに身に付けておくべき消費者知識など |
| 2. 悪質商法の手口と対処法        | 悪質商法、クーリングオフ制度など                              |
| 3. 相談の多い消費者トラブルと対処法   | 相談の多いトラブルの種類、消費生活センターの活用など                    |
| 4. 契約、お金に関する注意点       | 契約のルール、クレジットカードや多重債務など                        |
| 5. 消費者市民社会の構築         | 消費者の行動と社会への影響力など                              |
| 6. 情報とメディア            | 消費生活情報に対する批判的思考、情報社会のルールなど                    |
| 7. 商品等の安全             | 商品の安全についての理解、危険を回避する能力など                      |
| 8. その他                |   |

## 講座のお申し込み方法と開催まで

### ① 申込

依頼書に必要な事項を記入し、FAXまたは郵送でお申し込みください。



### ② 打合せ

派遣講師と講座の内容について事前に打合せをさせていただきます。



### ③ 当日

指定の会場に直接講師が出向きます。



### ④ 講座修了

消費者教育出前講座実施報告書の提出をお願いします。



お問い合わせ

株式会社 琉球新報開発 事業・企画部

電話:098-865-5270 FAX:098-865-5281

メール: sunagawa@shimpo-k.co.jp